

# 中間決算公告

自 平成 2 3 年 4 月 1 日

第 1 3 1 期

至 平成 2 3 年 9 月 3 0 日

株式会社 中国銀行

# 第 1 3 1 期 中 間 決 算 公 告

平成23年12月22日

岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号  
株式会社 中国銀行  
取締役頭取 宮長 雅人

## 中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	171,222	預 金	5,191,567
コ－ル口－ン	36,406	譲 渡 性 預 金	178,765
買入金銭債権	31,502	コ－ルマネ－	69,174
商品有価証券	2,785	債券貸借取引受入担保金	109,007
金銭の信託	19,938	借 用 金	63,092
有 価 証 券	2,463,518	外 国 為 替	114
貸 出 金	3,304,068	信 託 勘 定 借	39
外 国 為 替	3,638	そ の 他 負 債	62,424
そ の 他 資 産	50,285	未 払 法 人 税 等	2,457
有形固定資産	45,224	リ－ス債務	4,394
無形固定資産	149	そ の 他 の 負 債	55,571
繰延税金資産	32,626	賞 与 引 当 金	1,473
支払承諾見返	24,954	退 職 給 付 引 当 金	14,146
貸倒引当金	93,306	睡眠預金払戻損失引当金	1,362
		ポ イ ン ト 引 当 金	53
		支 払 承 諾	24,954
		負 債 の 部 合 計	5,716,175
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,149
		資 本 剰 余 金	6,286
		資 本 準 備 金	6,286
		利 益 剰 余 金	340,845
		利 益 準 備 金	15,149
		そ の 他 利 益 剰 余 金	325,696
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	386
		別 途 積 立 金	317,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,709
		自 己 株 式	1,386
		株 主 資 本 合 計	360,894
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,702
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,855
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,847
		新 株 予 約 権	95
		純 資 産 の 部 合 計	376,837
資 産 の 部 合 計	6,093,013	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,093,013

中間損益計算書 ( 平成23年4月1日 から  
平成23年9月30日 まで )

( 単位 : 百万円 )

科 目	金	額
経 常 収 益		53,644
資金運用収益	40,811	
(うち貸出金利息)	( 25,718 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 14,533 )	
信託報酬	3	
役務取引等収益	8,764	
その他業務収益	2,003	
その他経常収益	2,061	
経 常 費 用		41,696
資金調達費用	3,658	
(うち預金利息)	( 2,031 )	
役務取引等費用	1,948	
その他業務費用	1,108	
営業経費	29,578	
その他経常費用	5,403	
経 常 利 益		11,947
特 別 利 益		15
特 別 損 失		409
税引前中間純利益		11,553
法人税、住民税及び事業税		2,535
法人税等調整額		2,087
法人税等合計		4,622
中 間 純 利 益		6,930

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：4年～40年

その他：2年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き

当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てることとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	企業年金制度に係るものについて、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度から損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

## (5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

## 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士

協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

## (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 5,466百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は62,212百万円、延滞債権額は82,214百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は945百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,870百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は154,242百万円であります。

なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,715百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	187,323百万円
その他資産	81百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	38,875百万円
コールマネー	16,744百万円
債券貸借取引受入担保金	109,007百万円
借入金	50,180百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券293,700百万円及び商品有価証券40百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は64百万円、保証金は536百万円

であります。

8．当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,265,614百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,209,863百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．有形固定資産の減価償却累計額 73,144百万円

10．有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は26,470百万円であります。

11．当中間期末の自己資本比率（国際統一基準）は、15.65％であります。



(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 2 5 9 百万円及び償却債権取立益 5 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却 2 , 2 3 0 百万円を含んでおります。
3. 当中間期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	1 カ所
	遊休資産	2 カ所
種類	土地	
減損損失額	1 2 百万円	

(ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	5 カ所
	遊休資産	1 カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	3 6 9 百万円	

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(381百万円)として特別損失に計上しております。

営業用店舗等については、継続的な収支の把握を行っているグループ店単位または支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算出しております。

( 有価証券関係 )

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1 . 満期保有目的の債券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	11,591	12,242	651
	地方債	7,880	8,204	324
	社債	1,997	2,094	96
	合計	21,469	22,541	1,071

2 . 子会社・子法人等株式(出資金)及び関連法人等株式(出資金) (平成23年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式(出資金)	5,426
関連法人等株式(出資金)	40
合計	5,466

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されておりません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3 . その他有価証券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	47,377	35,986	11,390
	債券	1,857,357	1,822,154	35,203
	国債	669,713	658,814	10,899
	地方債	687,208	670,996	16,212
	社債	500,435	492,343	8,091
	その他	256,813	250,435	6,377
	外国債券	230,088	224,161	5,927
	その他	26,724	26,274	450
	小計	2,161,547	2,108,576	52,971
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	51,492	63,767	12,274
	債券	138,452	138,761	308
	国債	61,552	61,663	111
	地方債	2,000	2,001	1
	社債	74,900	75,096	195
	その他	97,144	104,657	7,512
	外国債券	49,665	52,621	2,956
	その他	47,478	52,035	4,556
	小計	287,089	307,185	20,095
合計		2,448,637	2,415,761	32,875

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	4,107
その他	2,758
合計	6,866

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものについては、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」中の国債は 1,578 百万円、その他有価証券評価差額金は 940 百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は 637 百万円減少しております。なお、損益に及ぼす影響はありません。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びブラックショールズ型オプションモデルによるゼロフロアーオプション価格等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」と言う。)しております。

当中間期における減損処理額は株式 2,176 百万円であります。

なお、当該減損処理は期末に 50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

( 税効果会計関係 )

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	26,580百万円
その他有価証券評価損	8,118百万円
退職給付引当金	6,989百万円
減価償却費	5,277百万円
繰延ヘッジ損	2,614百万円
固定資産減損損失	1,144百万円
有価証券評価減	1,113百万円
賞与引当金	668百万円
その他	4,180百万円
繰延税金資産小計	56,687百万円
評価性引当額	2,492百万円
繰延税金資産合計	54,195百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	21,188百万円
固定資産圧縮積立額	261百万円
前払年金費用	117百万円
繰延ヘッジ益	0百万円
繰延税金負債合計	21,568百万円
繰延税金資産の純額	32,626百万円

( 1株当たり情報 )

1株当たりの純資産額	1,636円49銭
1株当たり中間純利益金額	30円10銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	30円9銭

会計方針の変更

当中間会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これらによる影響はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間期における費用計上額及び科目名  
営業経費 33百万円
2. 権利不行使による失効等により利益として計上した金額  
新株予約権戻入益 11百万円
3. 当中間期に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注1)	普通株式 75,300株
付与日	平成23年8月1日
権利確定条件	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません
権利行使期間(注2)	平成23年8月2日～平成53年8月1日
権利行使価格(注3)	1円
付与日における公正な評価単価(注3)	917円

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、株式会社中国銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(注3) 1株当たり換算して記載しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の公開買付け)

平成23年8月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当行定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、以下のように取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当行の大株主で会社更生法に基づく更生手続の開始が決定された株式会社林原、株式会社林原生物化学研究所、太陽殖産株式会社(以下、林原グループ)の会社更生手続の管財人から、林原グループの保有する当行株式について、当行に対し売却の意向がある旨の連絡を受けたことを契機に、自己株式の取得について検討を行った結果、当行の資本効率の向上に寄与する資本政策であると判断したため。

(2) 自己株式の取得に関する決議事項(平成23年8月23日開催)

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	27,001,000株(上限)
取得価額の総額	25,000,000,000円(上限)
取得期間	平成23年8月24日から平成23年10月31日まで

(3) 公開買付けの概要

買付け予定数	27,000,000株
買付け価格	1株 867円
買付け期間	平成23年8月24日から平成23年9月21日まで

(4) 公開買付けの結果

応募株式等	26,138,352株
買付け総数	26,138,352株
取得価額総額	22,661,951千円
決済日	平成23年10月17日

## 中間連結貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	171,343	預 金	5,186,826
コ ー ル ロ ー ン	36,406	譲 渡 性 預 金	178,485
買 入 金 銭 債 権	33,403	コ ー ル マ ネ ー	69,174
商 品 有 価 証 券	2,785	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	109,007
金 銭 の 信 託	21,989	借 用 金	71,510
有 価 証 券	2,471,494	外 国 為 替	114
貸 出 金	3,299,906	信 託 勘 定 借	39
外 国 為 替	3,638	そ の 他 負 債	75,110
リース債権及びリース投資資産	17,696	賞 与 引 当 金	1,578
そ の 他 資 産	60,521	退 職 給 付 引 当 金	14,289
有 形 固 定 資 産	45,550	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	32
無 形 固 定 資 産	164	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,362
繰 延 税 金 資 産	35,701	特 別 法 上 の 引 当 金	3
支 払 承 諾 見 返	24,954	ポ イ ン ト 引 当 金	93
貸 倒 引 当 金	99,132	繰 延 税 金 負 債	1
		負 の の れ ん	417
		支 払 承 諾	24,954
		負 債 の 部 合 計	5,733,001
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	15,149
		資 本 剰 余 金	6,351
		利 益 剰 余 金	347,172
		自 己 株 式	1,386
		株 主 資 本 合 計	367,285
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,805
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,855
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,949
		新 株 予 約 権	95
		少 数 株 主 持 分	10,092
		純 資 産 の 部 合 計	393,423
資 産 の 部 合 計	6,126,425	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,126,425

中間連結損益計算書

平成23年4月1日から  
平成23年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	61,170
資金運用収益	40,879
(うち貸出金利息)	( 25,757 )
(うち有価証券利息配当金)	( 14,554 )
信託報酬	3
役務取引等収益	8,465
その他業務収益	9,475
その他経常収益	2,346
経常費用	47,432
資金調達費用	3,717
(うち預金利息)	( 2,030 )
役務取引等費用	1,948
その他業務費用	6,142
営業経費	30,200
その他経常費用	5,422
経常利益	13,738
特別利益	15
特別損失	409
税金等調整前中間純利益	13,343
法人税、住民税及び事業税	3,151
法人税等調整額	2,289
法人税等合計	5,441
少数株主損益調整前中間純利益	7,902
少数株主利益	359
中間純利益	7,543



## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7社

中銀保証株式会社、中銀リース株式会社、中銀カード株式会社、  
中銀アセットマネジメント株式会社、株式会社CBS、中銀事務センター株式会社、  
中銀証券株式会社

非連結の子会社及び子法人等

中銀投資事業組合2号、中銀投資事業組合3号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 なし

持分法適用の関連法人等 なし

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

中銀投資事業組合2号、中銀投資事業組合3号

持分法非適用の関連法人等

ベネッセ・中銀投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結の子会社及び関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### (3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 会計処理基準に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：4年～40年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法に基づく定率法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間に

おける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てることとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上することとしております。なお、中間連結会計期間における計上額はありません。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	企業年金制度に係るものについて、発生した連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金に係る内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った当行の睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした有価証券またはデ

リバティブ取引等の事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等(中銀リース株式会社を除く)の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(15) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)  
301百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は62,742百万円、延滞債権額は83,517百万円  
であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は945百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,870百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は156,075百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,715百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	187,323百万円
その他資産	81百万円
リース債権及びリース投資資産	2,267百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	38,875百万円
コールマネー	16,744百万円
債券貸借取引受入担保金	109,007百万円
借入金	52,342百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券293,700百万円及び商品有価証券40百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は64百万円、保証金は777百万円あります。

8 . 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,279,819百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,224,068百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 . 有形固定資産の減価償却累計額 76,453百万円

10 . 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の残高は26,470百万円であります。

11 . 当中間連結会計期間末の自己資本比率（国際統一基準）は、16.27%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 344 百万円及び償却債権取立益 11 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 4 百万円及び株式等償却 2,230 百万円を含んでおります。
3. 当中間連結会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	1カ所
	遊休資産	2カ所
種類	土地	
減損損失額	12百万円	

(ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	5カ所
	遊休資産	1カ所
種類	土地及び建物	
減損損失額	369百万円	

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(381百万円)として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、継続的な収支の把握を行っているグループ店単位または支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、各社を1つの資産グループとしております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算出しております。

4. 当中間連結会計期間の中間包括利益の金額は、9,464百万円であります。



(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)商品有価証券	2,785	2,785	
(2)金銭の信託	21,989	21,989	
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	21,469	22,541	1,071
其他有価証券	2,441,626	2,441,626	
(4)貸出金	3,299,906		
貸倒引当金(1)	96,399		
	3,203,507	3,267,007	63,500
資産計	5,691,378	5,755,950	64,752
(1)預金	5,186,826	5,188,264	1,437
(2)譲渡性預金	178,485	178,525	40
負債計	5,365,311	5,366,790	1,478
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,986)	(3,986)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,317)	(1,317)	
デリバティブ取引計	(5,303)	(5,303)	

( )中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を計上しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、売買参考統計値または売買参考統計値を参考とした比準価格によっております。

(2)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は売買参考統計値または売買参考統計値を参考とした比準価格取引所の価格、取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローの合計額をリスクフリーレートに内部

格付に基づく区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定しております。

(追加情報)

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したもののについては、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 1,578 百万円、「その他有価証券評価差額金」は 940 百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は 637 百万円減少しております。なお、損益に及ぼす影響はありません。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びブラックショールズ型オプションモデルによるゼロフロアオプション価格等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、「手形貸付」「商業手形」「当座貸越」については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

「証書貸付」については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、現在価値を算定しております。使用する割引率は、事業者向け・地方公共団体向け・地方公社向け貸出については、リスクフリーレートに、内部格付ごとの信用リスク要因を上乗せした利率を用いております。個人向け貸出金については、中間連結決算日時点の新規貸出利率を用いております。なお、将来キャッシュ・フローの見積もりにあたり、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、次回の金利変更日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金 (2) 譲渡性預金

預金のうち、「当座預金」「普通預金」等の要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

「定期預金」「定期積金」等および「譲渡性預金」については、将来キャッシュ・フローを商品ごとにグルーピングし、中間連結決算日時点の新規預入利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ取引、金利スワップション取引)、通貨関連取引(通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引、ノンデリバブル・フォワード取引)、債券関連取引(債券先物取引、債券オプション取引)などであ

り、取引所の価格、割引現在価値、オプション価格計算モデルや取引金融機関から提示された価格等により算出した価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 ( 1)( 2)	5,338
投資事業組合出資金 ( 3)	3,058
外貨外国株式 ( 1)	0
ワラント( 1)	0
合 計	8,398

- ( 1) 、 および については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- ( 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について 53 百万円減損処理を行っております。
- ( 3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	11,591	12,242	651
	地方債	7,880	8,204	324
	社債	1,997	2,094	96
	合計	21,469	22,541	1,071

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	48,260	36,377	11,883
	債券	1,857,610	1,822,402	35,207
	国債	669,814	658,912	10,901
	地方債	687,360	671,146	16,214
	社債	500,435	492,343	8,091
	その他	256,914	250,535	6,378
	外国債券	230,189	224,261	5,928
	その他	26,724	26,274	450
	小計	2,162,785	2,109,315	53,469
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	51,520	63,798	12,277
	債券	148,431	148,759	327
	国債	71,531	71,661	130
	地方債	2,000	2,001	1
	社債	74,900	75,096	195
	その他	97,809	105,333	7,524
	外国債券	49,764	52,722	2,958
	その他	48,045	52,611	4,565
小計	297,762	317,891	20,129	
合計	2,460,547	2,427,207	33,340	

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」と言う。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は株式2,176百万円であります。

また、当該減損処理は中間連結会計期間末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

( 金銭の信託関係 )

1 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 ) ( 平成23年9月30日現在 )

	中間連結貸借 対照表計上額 ( 百万円 )	取得原価 ( 百万円 )	差額 ( 百万円 )	うち中間連 結貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの ( 百万円 )	うち中間連 結貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも の( 百万円 )
その他の金銭の 信託	1,660	1,660			

( 注 ) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たりの純資産額	1,664円70銭
1 株当たり中間純利益金額	32円76銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	32円75銭

会計方針の変更

当中間連結会計期間より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」( 企業会計基準第 2 号 平成 22 年 6 月 30 日 ) 及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第 4 号 平成 22 年 6 月 30 日 ) を適用しております。

潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これらによる影響はありません。

( スtock・オプション等関係 )

1 . スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 33百万円

2 . 権利不行使による失効等により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 11百万円

3 . 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 ( 注 1 )	普通株式 75,300株
付与日	平成23年8月1日
権利確定条件	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません
権利行使期間 ( 注 2 )	平成23年8月2日 ~ 平成53年8月1日
権利行使価格 ( 注 3 )	1円
付与日における公正な評価単価 ( 注 3 )	917円

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、株式会社中国銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(注3) 1株あたりに換算して記載しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の公開買付け)

当行は、平成23年8月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当行定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、以下のように取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当行の大株主で会社更生法に基づく更生手続の開始が決定された株式会社林原、株式会社林原生物化学研究所、太陽殖産株式会社(以下、林原グループ)の会社更生手続の管財人から、林原グループの保有する当行株式について、当行に対し売却の意向がある旨の連絡を受けたことを契機に、自己株式の取得について検討を行った結果、当行の資本効率の向上に寄与する資本政策であると判断したため。

(2) 自己株式の取得に関する決議事項(平成23年8月23日開催)

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	27,001,000株(上限)
取得価額の総額	25,000,000,000円(上限)
取得期間	平成23年8月24日から平成23年10月31日まで

(3) 公開買付けの概要

買付け予定数	27,000,000株
買付け価格	1株 867円
買付け期間	平成23年8月24日から平成23年9月21日まで

(4) 公開買付けの結果

応募株式等	26,138,352株
買付け総数	26,138,352株
取得価額総額	22,661,951千円
決済日	平成23年10月17日